平成２３年（フ）第１７号
長崎県佐世保市下本山町385番地15
債務者　秋竹眞美子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
長崎県佐世保市横尾町2033番地２、住民票上の住所長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷527番地１
債務者　山道　　恵（旧姓栗木）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目５番34号　泉福寺７号館604号室、旧住所長崎県佐世保市神島町２番31号　赤木アパート４Ｆ
債務者　前田　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
東京都調布市柴崎２丁目44番地１マートルコートつつじヶ丘204
債務者　杉山　隆雄
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１３１号
滋賀県彦根市平田町858番地５
破産者　瀬川　直樹
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第４２１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井3341番地３
破産者　株式会社湯浅組
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地701
破産者　医療法人明裕会
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２９９号
東京都足立区千住橋戸町22番地
破産者　株式会社オーシャンピース
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３００号
東京都足立区千住仲町３－１－103、開始決定時の住所東京都足立区千住橋戸町22
破産者　井上　洋平
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８号
茨城県北茨城市中郷町日棚字宝壷644番地の87
破産者　株式会社三輝
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７９号
茨城県神栖市矢田部551番地
破産者　株式会社波崎アーク・ビル
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８１号
茨城県神栖市堀割２丁目１番36号
破産者　有限会社アークカシモ
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５１０号
埼玉県飯能市仲町７番14号
破産者　有限会社建米田中木工所
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３３２５号
東京都杉並区成田西３丁目20番20号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区荻窪１丁目18番５号
破産者　第一拓殖株式会社
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９５号
東京都武蔵野市吉祥寺本町２丁目18番４号アルカサール吉祥寺102
破産者　野村　盛久
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９７号
相模原市南区南台２丁目４番16号
破産者　有限会社大東興業所
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７１号
名古屋市中村区東宿町２丁目129番地
破産者　株式会社ナイレ
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８２号
愛知県小牧市大字岩崎字田幡556番地の１
破産者　有限会社小山商事
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８９号
名古屋市東区大松町５番２号
破産者　株式会社スギウラトラスト
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３号
三重県志摩市志摩町片田3398番地４
破産者　小川　　忍
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係